

第3 練馬区の農業振興

1 練馬区の農業についての基本的考え方

(1) 農のある豊かな地域社会を築く農業を目指します

練馬区では、厳しい都市化圧力の下でも、これまで比較的大きな規模で、農業・農地を維持してきました。現在、農業を取り巻く環境は相変わらず厳しいものの、区民は都市農業の価値を見直すようになってきています。農地の多面的な機能や、都市に点在する農地の役割が見直されてきています。この機会をとらえ経営改善を進めることが、練馬区の農業・農地を存続させていく力となります。

(2) 地産地消を進める農業を目指します

練馬区の農業は、相続に伴う経営面積の縮小や担い手不足などの問題をかかえています。しかし他方では、「地産地消」「地場流通」の進展に伴い、新しい経営形態・新しい販路も開拓されつつあります。JAの共同直売所も区内3地区4か所に整備されています。共同直売所をネットワークセンターとし、地元で取れた農産物を地元で消費する「地産地消」を推進していく必要があります。

(3) 環境に配慮し、有機・減農薬農業を目指します

環境問題が重視されている今、都市の中で農業を継続していくには環境への負荷をなるべく少なくした農業が求められています。また消費者も、「安全で信頼される農業」「有機・減農薬農業」を望むとともに、地域環境に調和した農業を望んでいます。

有機農業をはじめとする環境負荷の少ない農業は手間とコストがかかりますが、環境にやさしく、安全で信頼される農業をさらに推進していく必要があります。

(4) 観光・交流型農業を目指します

都市化の進行に伴い、農業が見直されるようになり、都市に残された農地は貴重な体験のできる場所となっています。日頃、青果店などで見慣れている農産物でも農作業を体験すると新しい発見や新鮮な驚きを感じるものです。そして、農業を体験したいという区民も増えています。そのような区民と担い手不足の農家とを結びつけ、新しい経営形態としていく必要があります。この貴重な体験ができる観光・交流型農業を、練馬区の農業の魅力として位置付けます。

2 活力と魅力ある練馬区の農業

(1) 産業として魅力ある農業の推進

ア 都市農業の利点を生かした経営の充実

練馬区の農業を振興させるには、なによりも以下のような都市農業の利点を可能な限り生かし、経営を充実させていくことが重要です。

- (ア) 消費地に近いため、市場出荷に際して流通経費の面で有利である。
- (イ) 消費者が身近にあり、直売や観光・交流型農業を行う条件が整っている。
- (ウ) 消費者への情報開示、消費者ニーズの収集が比較的容易であり、それを経営に反映しやすい。
- (エ) 不動産経営や造園業などとの複合経営により、多様な収益が見込まれる。

イ 地産地消・地場流通の推進

地域で生産した農産物を地域で消費するという、「地産地消」は流通のコストの面からも効率が良く、また消費者と直接交流を図るという点からも、今後積極的に推進していく必要があります。直売型農業経営は、経営耕作面積が中規模の農業生産者が中心となりますが、規模の小さい農業生産者でも施設化により充分可能な経営形態であり、また規模の大きい農業生産者でも、経営の多角化を図る場合の大きな選択肢となります。

(ア) 共同直売所・自宅前直売所の充実

練馬区では、練馬・石神井・大泉の3地区4か所でJAの共同直売所が整備されています。今後は共同直売所を、地場流通のネットワークセンターに位置付け、高品質・多品目野菜の生産とともに、品不足の解消、出荷組合による生産調整・出荷調整を行い、消費者のニーズにあった効率的な運営を行う必要があります。また、消費者とのコミュニケーションを図る場としても活用し、消費者の声を取り入れる工夫をしていくことも重要です。

さらに、各農業生産者の庭先で行われている、自宅前直売所についてもそのPRと改善を進めていく必要があります。

(イ) 多様な販売形態の充実

地場流通の推進のなかでも、今後はさらに販路を広げ、量販店、青果店、消費者団体、学校給食などへの地場流通を進めるなど、多様な販売形態に取り組んでいきます。流通における農業生産者の負担が大きくなり、消費者の

ニーズにも応えるために、JAを中心に一層の工夫が求められています。各農業生産者の状況に見合った複数の販売方法の組み合わせにより、収入の安定化を図ります。また、区内商業者との意思の疎通、交流を促進していきます。

ウ 安定的な市場出荷体制の確立

練馬区はかつて練馬大根の大生産地として、全国に知られていました。しかし、いまはキャベツが市場出荷の主力農産物になっています。東京都野菜供給確保対策事業に占める練馬産キャベツの割合は、52.1%（平成14年度）であり都内随一の生産量となっています。しかし、このところ輸入野菜の拡大もあって、野菜の市場価格は低迷しています。共同出荷体制の強化、JAによる品質管理の徹底を図る必要があります。

継続的な市場出荷には、比較的広い経営耕作面積の農業生産者が必要となってきます。こうした農業生産者は、区内の農地を維持・保全するうえで、重要な役割を担っているといえます。

エ 観光・交流型農業経営の推進

経営耕作面積の小さな農業生産者や、後継者がいないなど担い手不足の農業生産者では、農地が不耕作化しつつあります。こうした農地に比較的手のかからない農産物・果樹等を作付けし、区民が収穫の体験をする、手入れを自主管理するなどの方法を取り入れることにより、不耕作化しつつある農地を生き返らせ、一つの経営形態とすることが可能です。

すでに実績のある「農業体験農園」は、都市における新しい形の農業経営形態として確立しています。ふれあい農園事業も、農業経営の形態として新たに位置付けていきます。

オ 計画的な農業経営の推進

都市農業は、資産管理事業等との複合経営により家計全体の収入の多様化が図られています。しかし、このことが固定資産税や相続税の高負担をもたらし、農業経営を圧迫する原因にもなっています。長期的・総合的な視点にたった農業経営を展開していく必要があります。

(2) 環境と調和し、安全で信頼される農業の推進

ア 特別栽培農産物認証制度の活用

東京都特別栽培農産物認証制度の認証農業生産者（平成15年12月現在、9戸

22,345 m²が認証を取得)を、JAを中心に区内の全ての地域に拡大させ、優遇施策を検討するとともに、共同直売所において、認証農産物のPRに努めます。

また、エコファーマー(持続性の高い農業生産方式の導入計画の認定を受けた農業生産者)の認定農業生産者(平成15年12月現在、1戸が認定を取得)を増やすために、優遇施策を検討します。

イ トレーサビリティの推進

消費者の信頼を得るため、使用農薬名や散布回数・時期など、農薬使用状況について記帳を行い、JAですでに進めているトレーサビリティを推進します。

ウ 土壌検査の実施と有害物質への対策

必要に応じて土壌成分の検査を実施するとともに、情報の公開に努めます。

また、ダイオキシン等の有害物質による農産物への不安もあることから、JA等の関係機関と協力のうえ、有害物質に対する対策と情報の公開を行います。

エ 有機質肥料の使用

各農家での堆肥置場の設置を推進し、設置の困難な農家のために共同堆肥センターの設置に向けて検討を行います。また、学校給食リサイクル肥料「練馬の大地」について、農業生産者の要望を踏まえながらさらに推進していきます。

(3) 意欲ある担い手、多様な担い手の確保・育成

ア 意欲ある担い手の育成

これからの練馬における農業の発展のためには、地域農業をリードする意欲的な担い手の育成も必要となっています。それには、自らの経営改善に積極的かつ意欲的に取り組む農業者への経営相談や技術指導をはじめ、支援策を実施していきます。

イ 後継者対策の充実

練馬区の販売農家における後継者の状況は、同居の後継ぎ予定者がいる割合が74.0%(2000年世界農林業センサス)と、高い数字を示しています。練馬区における後継者の傾向としては、学校を卒業して一旦会社等に就職して、30歳を過ぎてから就業するケースが大半となっています。この若手農業生産者たちは、会社勤めの経験があるため、企業的な感性を用いた農業経営を行う傾向があり、将来の都市型農業経営を担う人材として期待されます。JAの中に組織されている青壮年部と、練馬・板橋の若手農業生産者で組織されている「樹木の会」を支援し、

研修・交流を深めることにより、後継者を育成していきます。

また、「家族経営協定」を推進し、若手農業生産者の担当分野や収入・休日などを明確にして、後継者と女性の地位の向上を図る啓発活動を行います。

ウ 多様な担い手の確保・育成

農業生産者の高齢化や担い手不足に対処するとともに、農業を行いたいという区民に対応するため、練馬区では平成 12・13 年度に農作業ヘルパー養成研修を実施しています。平成 15 年 12 月現在 26 名が研修修了者として登録され、8 名が雇用・ボランティアで農業を行っています。今後は、フォロー研修・補充研修を行うとともに、農業生産者が受け入れやすい体制を作っていきます。

また、農作業の一部補助や直売所の手伝い、PR 活動など幅広い応援を行うことを目的とした農業サポーター制度の研究や農作業の受託、農業経営の受託についての研究を進めるとともに、農産物の転換を含めた農作業の省力化も推進する必要があります。

3 地域社会とともにある練馬区の農業

(1) 農地の多面的機能の活用

ア みどりとしての農地

かつて、都市と農業は相容れない性質の土地利用であるといわれてきました。しかし、急速な都市化の中で、区民にゆとりや潤いを与え、貴重な自然空間を維持している農地の価値が見直されてきています。近年問題になっている都市におけるヒートアイランド現象を緩和するためには、農地や緑地の確保・保全が一層重要になりつつあります。「練馬区みどりの実態調査」(平成 14 年 3 月発行)においても、農地面積の減少に伴う緑被率(みどりで被われた土地の割合)の減少が明らかになってきています。特に、農地は、緑被率に占める割合が 29%と多く、練馬区の郷土景観の形成や住宅地における環境の保全に大きな役割を担っています。今後、農地を保全することが練馬のみどりを守るうえでもますます重要になっていきます。

関連計画 : 「練馬区みどりの基本計画」「練馬区環境基本計画」

イ 農業による地域内資源循環型社会の推進

資源循環型の社会を築いていくことは、限りある資源を有効に活用する「環境保全型社会」として重要なテーマとなっています。練馬区では、平成 6 年度

用語解説：家族経営協定 (p64)、農作業ヘルパー (p67)

研修・交流を深めることにより、後継者を育成していきます。

また、「家族経営協定」を推進し、若手農業生産者の担当分野や収入・休日などを明確にして、後継者と女性の地位の向上を図る啓発活動を行います。

ウ 多様な担い手の確保・育成

農業生産者の高齢化や担い手不足に対処するとともに、農業を行いたいという区民に対応するため、練馬区では平成 12・13 年度に農作業ヘルパー養成研修を実施しています。平成 15 年 12 月現在 26 名が研修修了者として登録され、8 名が雇用・ボランティアで農業を行っています。今後は、フォロー研修・補充研修を行うとともに、農業生産者が受け入れやすい体制を作っていきます。

また、農作業の一部補助や直売所の手伝い、PR 活動など幅広い応援を行うことを目的とした農業サポーター制度の研究や農作業の受託、農業経営の受託についての研究を進めるとともに、農産物の転換を含めた農作業の省力化も推進する必要があります。

3 地域社会とともにある練馬区の農業

(1) 農地の多面的機能の活用

ア みどりとしての農地

かつて、都市と農業は相容れない性質の土地利用であるといわれてきました。しかし、急速な都市化の中で、区民にゆとりや潤いを与え、貴重な自然空間を維持している農地の価値が見直されてきています。近年問題になっている都市におけるヒートアイランド現象を緩和するためには、農地や緑地の確保・保全が一層重要になりつつあります。「練馬区みどりの実態調査」(平成 14 年 3 月発行)においても、農地面積の減少に伴う緑被率(みどりで被われた土地の割合)の減少が明らかになってきています。特に、農地は、緑被率に占める割合が 29%と多く、練馬区の郷土景観の形成や住宅地における環境の保全に大きな役割を担っています。今後、農地を保全することが練馬のみどりを守るうえでもますます重要になっていきます。

関連計画 : 「練馬区みどりの基本計画」「練馬区環境基本計画」

イ 農業による地域内資源循環型社会の推進

資源循環型の社会を築いていくことは、限りある資源を有効に活用する「環境保全型社会」として重要なテーマとなっています。練馬区では、平成 6 年度

用語解説：家族経営協定 (p64)、農作業ヘルパー (p67)

(1994年度)から平成14年度(2002年度)の間に区内小・中学校8校に順次コンポスト化装置を設置し、学校給食の調理くず等を資源化する事業を開始しました。さらに、平成14年度(2002年度)からは、残りの小・中学校から回収した調理くず等を学校給食リサイクル肥料「練馬の大地」として肥料化し、有機質肥料として農業生産者が使用しています。

また平成9年度(1997年度)からは、学校、幼稚園、公園、緑道で発生する落ち葉を資源として回収し、農業生産者が堆肥の材料として使用する事業も行っています。

地域内の資源循環型社会を推進していくうえで、区内農業生産者の協力は欠かせません。こうした調理くず、落ち葉等の地域の未利用資源を資源化した肥料・堆肥から生産された農産物を、再び地元の消費者に還元するという地域内資源循環型のまちづくりを練馬区、JA、農業生産者、区民・消費者が連携し、推進していきます。

関連計画 : 「練馬区リサイクル推進計画」「練馬区環境基本計画」

ウ 災害時における農地等の提供

練馬区では、平成9年度(1997年度)にJAと「災害時における農地(生産緑地)の提供協力協定」を締結し、災害が発生した場合には、生鮮食品の調達や農地を提供してもらうことになっています。また、農地は火災が発生した場合には、農地は延焼を遮断する空間としての役割も果たします。

なお、税制上の課題として災害時に生産緑地が提供された場合、その土地の買い取り請求の可否が明確になっていないので、今後、農業振興施策と防災計画を連携させるため、税務関係機関に買い取り請求ができるように要望していきます。

関連計画 : 「練馬区地域防災計画」

エ 農業の教育への活用

「いじめ」「ひきこもり」などの教育問題が社会問題化する中で、子供達の教育・人間形成の役割が地域にも求められています。小・中学校では、平成14年度(2002年度)から「総合的な学習の時間」が設けられています。練馬区では、地域に存在する農業を教育に取り入れようとする動きが一層強まってきています。学校農園や学校内に作られている農園・園芸施設、練馬大根の種の配付による栽培体験、野菜ウォークラリーなどの農とのふれあい事業、農業生産者による農業情報の提供、JA中央会で行われている学童農園、等が教育活動としてあります。

今後も地域の農業を様々な形で体験できるよう農業の教育的機能の活用を推進していきます。

用語解説 : 総合的な学習の時間 (p66)

オ 農業の福祉・保健的機能の活用

福祉・保健の分野でも、自然を相手にゆったりとした自分のペースで農作業を行えることは、精神や身体に障害のある方や高齢者に、生きる力と安らぎを与えています。練馬区では、老人クラブ農園が 28 園設置されています。

また、平成 10 年度（1998 年度）から「東京都精神障害者社会適応訓練事業」の協力事業所として、大泉地区の野菜栽培農家が区内では農業生産者として初めての認定を受け、社会復帰のための訓練を行っています。この事業は年々広がりをみせ、平成 14 年度（2002 年度）には協力農家が 4 戸となっています。今後とも、農業の福祉・保健的機能の活用を推進していきます。

関連計画：「練馬区高齢者保健福祉計画」「健康づくり総合計画」

カ まちづくりのなかでの農業

前述のように農業・農地にはさまざまな機能、役割があります。都市において農業が存続していくためには、農業そのものを経営として成り立たせることが前提となります。さらに、農業と住環境が調和したまちづくりを推進する必要があります。そのために、まちづくりなどの施策に農業・農地の役割を位置付けること、地域に密着し、区民からも支持される農業振興施策を行うこと、農業生産者と区民とがお互いの立場を認め合い、それぞれの役割を果たしていくことなどが重要です。

都市における農業・農地の保全、育成の重要性や必要性については、練馬区都市計画マスタープランの策定過程においても、さまざまな場面で数多くの区民から指摘がありました。

都市計画マスタープランでは、全体構想(平成 13 年 3 月策定)において、目標とするまちの具体的な姿の一つとして「みどりと水のまち」を掲げ、農地の保全、農とのふれあいの推進、農地の宅地化の際の配慮などについて記述しています。

また、区内を 7 つの地域に区分して、地域ごとのまちづくりの課題や方針などをまとめた都市計画マスタープラン地域別指針(平成 15 年 6 月策定)においても、すべての地域で、みどりの減少等を課題としてとらえています。そのうえで、各地域のまちづくりの指針や、まちづくりに際して配慮を要する点、区民がまとめた地域カルテの中で、みどりの保全、育成をあげており、屋敷林、生産緑地の保全を図ることや、地産地消の実践による区内農業と区民との連携の必要性などについて記述しています。

また、都市農地を保全するための具体的な制度の一つとして生産緑地制度があり、区では平成 12 年度（2000 年度）に生産緑地地区指定要綱を定め、生産緑地の追加指定を積極的に行う体制を整えています。

住環境との調和という面では、農地の土砂流出や野焼き、農薬使用などでの対

策、配慮が必要であり、宅地化される場合には、周辺と調和した秩序ある開発、整備などを進めていきます。

関連計画：「練馬区都市計画マスタープラン全体構想」「練馬区都市計画マスタープラン地域別指針」「練馬区みどりの基本計画」

(2) 農とふれあう体験型農業の推進

ア 観光・交流型農業の推進

練馬区では、平成15年(2003年)3月に「観光ビジョン」を策定し、まち歩き観光を区の政策として位置付けました。その中で、農業も重要な観光資源として取り上げられています。農業と区民とのふれあいを、新たに観光という視点からもとらえなおし、区内外に幅広いPRを行っていく必要があります。直売所や農園の風景、練馬大根の伝統、花の摘み取りや果物のもぎ取り、酪農体験も楽しい観光となっています。

不耕作化しつつある農地に比較的手のかからない農産物・果樹等を作付けし、区民が収穫の体験をする、手入れを自主管理するなどの方法で農地を生き返らせ、一つの経営形態とすることができます。

関連計画：「練馬区観光ビジョン」

イ 農とのふれあい事業

農業を体験したいという区民の要望は高まっていますが、その機会に恵まれないという状況もあります。その原因としては、区民の、年齢・性別・職業・家庭状況など、それぞれの置かれている状況によってニーズが多様になってきていることがあげられます。地場農産物を農業生産者とふれあいながら直接購入する体験、収穫の体験、また短期の農産物の栽培を体験したい方がいます。コミュニティ・レストラン等で地場農産物を手軽に味わいながら地域の交流を深めたい方もいます。多様な区民ニーズに応えた、農とのふれあい事業を創意工夫していかなければなりません。

(3) 農園事業の充実

ア 農園事業の目的

練馬区内の農園事業には、区民農園(26園)、市民農園(9園)、農業体験農園(8園)、老人クラブ農園(28園)、学校農園(15園)、学童農園(1園)、農業公園(1園)、果樹の森(1か所)、JAファミリー農園(4園)があります。これらの農園事業には、以下のような目的があります。

用語解説:コミュニティ・レストラン(p64)

- (ア) 区民に安価で手軽なレクリエーションを提供し、健康増進、自然とのふれあい、地域コミュニティが推進できること。
- (イ) 農作物を作る喜びや堆肥作りを通して、子供の教育、環境教育、生涯学習、福祉的効果が期待できること。
- (ウ) 農作物を作る難しさを知り、「食物の大切さ」や「農薬や堆肥」といった、食や農に対する理解を深めることができること。
- (エ) 区内に農地を維持するためのひとつの手段となり、環境・景観維持に役立つこと。
- (オ) 農業生産者にとっては、不耕作化しつつある農地への対策などとなるとともに、人手の確保と経営の安定につながること。

関連計画 : 「練馬区高齢者保健福祉計画」「練馬区みどりの基本計画」

イ これからの農園事業の方向

農園を利用し、また利用したい区民には様々なニーズがあります。農園利用を希望する方には初心者からベテランの方までいます。保育園など、団体での利用もあります。また、土作りから楽しんで長期間利用したいという要望も寄せられています。こうしたさまざまなニーズに対応し、質的に充実した農園事業のシステムを作っていくことが必要とされています。すでに実績のある「農業体験農園」は、都市における新しい形の農業経営形態としても確立しています。

これからは、区民と農業生産者にとって魅力のある新たな農園として、区民は楽しく農業体験ができ、農業生産者にとっては省力化と不耕作化しつつある農地の解消が図れるような果樹等の観光農園を整備していくことが重要になってきます。